

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月4日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 41 号

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福島市道路占用料徴収条例施行規則（昭和63年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第4号及び第5号に掲げるもので、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条の規定に基づき指定された特定非常災害により被害を受けた建物の補修、解体及び解体後の新築に必要なもの

第2条第2項第7号ウ中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。